

特 別 養 護 老 人 ホ ー ム ビ ハ ー ラ 赤 坂 ご 利 用 料 金 表

介護保険部分	ユニット型介護福祉施設サービス費 I				
介護度	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
1 日あたりの基本報酬部分の額（円）	670	740	815	886	955
① 31日あたりの基本報酬部分の合計（円）	20,770	22,940	25,265	27,466	29,605
② 各種加算※1部分の合計（31日あたり/円）	6,941	7,295	7,673	8,032	8,381
③ 上記合計額 ①＋②	27,711	30,235	32,938	35,498	37,986

※ 1 各種加算の単価等は右記「加算部分」の項目をご参照ください。

食費・居住費 および 利用料の合計額		食 費		居 住 費		
対 象 補 で 足 は 給 な 付 い の 方	1 日あたり（円）	1,545		2,066		
	31日あたり（円）	47,895		64,046		
	介護度	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
	介護保険部分③との合計額 （31日あたり/円）	139,652	142,176	144,879	147,439	149,927
	介護保険負担割合 2割の場合※2	167,363	172,410	177,818	182,937	187,913
	介護保険負担割合 3割の場合※2	195,073	202,645	210,756	218,436	225,899
第 3 段 階	1 日あたり（円）	680		1,370		
	31日あたり（円）	21,080		42,470		
	介護度	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
	介護保険部分③との合計額 （31日あたり/円）	91,261	93,785	96,488	99,048	101,536
	1 日あたり（円）	1,420		1,470		
	31日あたり（円）	44,020		45,570		
	介護度	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
	介護保険部分③との合計額 （31日あたり/円）	117,301	119,825	122,528	125,088	127,576
第 2 段 階	1 日あたり（円）	390		880		
	31日あたり（円）	12,090		27,280		
	介護度	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
	介護保険部分③との合計額 （31日あたり/円）	67,081	69,605	72,308	74,868	77,356
第 1 段 階	1 日あたり（円）	300		880		
	31日あたり（円）	9,300		27,280		
	介護度	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
	介護保険部分③との合計額 （31日あたり/円）	64,291	66,815	69,518	72,078	74,566

※ 2 自己負担の割合については、介護保険負担割合証に記載されている利用者負担の割合をご確認ください。2割、3 割の負担割合の方については合計額のみ掲載しておりますので、詳細については、別紙の各料金表をご確認ください。

加算部分	加算の額（円）	加算算定要件の概要
日常生活継続支援加算Ⅱ（1 日あたり）	46	重度の要介護状態等の方を積極的に受け入れ、介護福祉士を手厚く配置する等の各種基準を満たし、サービスの質を高め、入居者が個人の尊厳を保持しつつ日常生活を継続することができるよう支援する体制を確保していること
看護体制加算Ⅰイ（1 日あたり）	6	常勤の看護師を1 名以上配置していること
看護体制加算Ⅱイ（1 日あたり）	13	看護体制加算Ⅰの要件に加え、基準に沿って看護職員を手厚く配置していること
夜勤職員配置加算Ⅱイ（1 日あたり）	27	夜勤を行う介護職員の数が最低基準を1 以上上回っていること
栄養マネジメント体制強化加算（1 日あたり）		管理栄養士を基準に沿って配置し、栄養マネジメント、栄養ケア計画の作成、厚生労働省への情報提出等の算定要件を満たすこと
褥瘡マネジメント加算（ <u>1</u> 月あたり）		多職種共同での褥瘡ケア計画の作成、計画に基づくケア、定期的・継続的な評価、厚生労働省への情報提出等の算定要件を満たすこと
排せつ支援加算（ <u>1</u> 月あたり）		多職種共同での排泄ケア計画の作成、計画に基づくケア、定期的・継続的な評価、厚生労働省への情報提出等の算定要件を満たすこと
科学的介護推進体制加算Ⅱ（ <u>1</u> 月あたり）	50	入居者への施設サービスの質の向上のため、入居者の心身状況に基づく計画作成、実施、評価、見直しの継続、既定の情報について厚生労働省へ提出とフィードバック情報の活用等の要件を満たすこと
精神科医療養指導加算（1 日あたり）	5	認知症の入居者が3分の1 以上を占める施設で、精神科医が直接またはオンライン等で職員へ専門的指導を行うとともに、必要に応じて入居者の診療、薬の調整、体調管理を行う体制を整え実施していること。
介護職員処遇改善加算Ⅰイ	1 月の基本報酬と各種加算の合計額の16.3%	介護職員のキャリアパスや職場環境を整え、加算相当額の賃金改善を図ること

以下の加算が加わる場合は、ご利用料金の合計に変動が生じます。

算定条件等による加算部分	加算の額（円）	加算算定要件の概要
初期加算（1 日あたり）	30	新規のご入居および、1 か月以上の入院後の再入居の場合、入居の日から30 日間算定
入院・外泊時加算（1 日あたり）	246	入院や外泊の場合、入院・外泊の初日と末日を除き、一月あたり6 日（月をまたぐ場合は連続の最大12 日）を限度に算定
療養食加算（ <u>1</u> 食あたり）	6	医師の指示に基づく療養食を提供した場合に算定
看取り介護加算Ⅰ・当日（1 日あたり）	1280	医師が終末期と判断したご入居者について、体制整備のうえ医師等多職種が共同して看取り介護を行った場合に算定。
看取り介護加算Ⅰ・前日及び前々日（1 日あたり）	780	
看取り介護加算Ⅰ・4 ～30 日前（1 日あたり）	144	
看取り介護加算Ⅰ・31 ～45 日前（1 日あたり）	72	
安全対策体制加算（入居初日のみ）	20	介護事故防止に関する体制を備えている場合、入居初日に限り算定
ADL維持等加算Ⅰ（ <u>1</u> 月あたり）	30	入居者への状態維持について要件を満たす者が評価を行い、厚生労働省への報告を行う等体制を整え、評価値が基準を上回る場合に、厚生労働大臣の定める期間に限り算定

【 備 考 】

・利用者負担額軽減制度の適用を受け、市町村より発行された「社会福祉法人等利用者負担軽減確認証」をお持ちの方は施設に提示することで食費・居住費の負担額が軽減されます。

・食費、居住費における補足給付の要件は以下のとおりです。

第 1 段階	世帯全員が市民税非課税で高齢福祉年金受給者の方(預貯金額単身の場合1,000 万円、夫婦の場合2,000 万円以下)、生活保護の受給者の方
第 2 段階	世帯全員が市民税非課税で非課税年金を含む公的年金等収入金額とその他の合計所得金額が82.65 万円以下、かつ、預貯金の額が単身で650 万円、夫婦の場合1650 万円以下
第 3 段階①	世帯全員が市民税非課税で非課税年金を含む公的年金等収入金額とその他の合計所得金額が合計所得金額が82.65 万円超120 万円以下、かつ、預貯金の額が単身で550 万円、夫婦の場合1550 万円以下
第 3 段階②	世帯全員が市民税非課税で非課税年金を含む公的年金等収入金額とその他の合計所得金額が合計所得金額が120 万円超、かつ、預貯金の額が単身で500 万円、夫婦の場合1500 万円以下

・介護保険部分の毎月の利用者負担が上限額を超えた場合、申請により高額介護サービス費として支給されます。生活保護受給者や年金収入などが年80.9 万円以下の方は、毎月15,000 円を超えた分が戻ります。年80.9 万円を超える非課税世帯は、毎月24,600 円を超えた分が戻ります。住民税課税世帯（年収383 万未満～）は、所得に応じ44,400 円～140,100 円を超えた分が戻ります。

特別養護老人ホーム ビハーラ赤坂 ご利用料金表 (2割負担の方)

負担割合証 2割の方

自己負担の割合については介護保険負担割合証に記載されている利用者負担の割合をご確認ください。

介護保険部分	ユニット型介護福祉施設サービス費　Ⅰ				
介護度	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
1日あたりの基本報酬部分の額（円）	1,340	1,480	1,630	1,772	1,910
① 31日あたりの基本報酬部分の合計（円）	41,540	45,880	50,530	54,932	59,210
② 各種加算※部分の合計　（31日あたり/円）	13,882	14,589	15,347	16,064	16,762
食費・居住費 および　利用料の合計額	食　費			居　住　費	
1日あたり（円）	1,545			2,066	
31日あたり（円）	47,895			64,046	
③ 31日あたりの食費・居住費の合計（円）	111,941				
④ 上記合計額　①＋②＋③	167,363	172,410	177,818	182,937	187,913

※ 各種加算の単価等は下表「加算部分」の項目をご参照ください。

加算部分	加算の額 (円)	加算算定要件の概要
日常生活継続支援加算Ⅱ (1日あたり)	92	重度の要介護状態等の方を積極的に受け入れ、介護福祉士を手厚く配置する等の各種基準を満たし、サービスの質を高め、入居者が個人の尊厳を保持しつつ日常生活を継続することができるよう支援する体制を確保していること
看護体制加算Ⅰイ (1日あたり)	12	常勤の看護師を1名以上配置していること
看護体制加算Ⅱイ (1日あたり)	26	看護体制加算Ⅰの要件に加え、基準に沿って看護職員を手厚く配置していること
夜勤職員配置加算Ⅱイ (1日あたり)	54	夜勤を行う介護職員の数が最低基準を1以上上回っていること
栄養マネジメント体制強化加算 (1日あたり)		管理栄養士を基準に沿って配置し、栄養マネジメント、栄養ケア計画の作成、厚生労働省への情報提出等の算定要件を満たすこと
褥瘡マネジメント加算 (1月あたり)		多職種共同での褥瘡ケア計画の作成、計画に基づくケア、定期的・継続的な評価、厚生労働省への情報提出等の算定要件を満たすこと
排せつ支援加算 (1月あたり)		多職種共同での排せつケア計画の作成、計画に基づくケア、定期的・継続的な評価、厚生労働省への情報提出等の算定要件を満たすこと
科学的介護推進体制加算Ⅱ (1月あたり)	100	入居者への施設サービスの質の向上のため、入居者の心身状況に基づく計画作成、実施、評価、見直しの継続、既定の情報について厚生労働省へ提出とフィードバック情報の活用等の要件を満たすこと
精神科医療養指導加算 (1日あたり)	10	認知症の入居者が3分の1以上を占める施設で、精神科医が直接またはオンライン等で職員へ専門的指導を行うとともに、必要に応じて入居者の診療、薬の調整、体調管理を行う体制を整え実施していること。
介護職員処遇改善加算Ⅰイ	1月の基本報酬と各種加算の合計額の16.7%	介護職員のキャリアパスや職場環境を整え、加算相当額の賃金改善を図ること

以下の加算が加わる場合は、ご利用料金の合計に変動が生じます。

算定条件等による加算部分	加算の額 (円)	加算算定要件の概要
初期加算 (1日あたり)	60	新規のご入居および、1か月以上の入院後の再入居の場合、入居の日から30日間算定
入院・外泊時加算 (1日あたり)	492	入院や外泊の場合、入院・外泊の初日と末日を除き、一月あたり6日(月をまたぐ場合は連続の最大12日)を限度に算定
療養食加算 (1食あたり)	12	医師の指示に基づく療養食を提供した場合に算定
看取り介護加算Ⅰ・当日 (1日あたり)	2560	医師が終末期と判断したご入居者について、体制整備のうえ医師等多職種が共同して看取り介護を行った場合に算定。
看取り介護加算Ⅰ・前日及び前々日 (1日あたり)	1560	
看取り介護加算Ⅰ・4～30日前 (1日あたり)	288	
看取り介護加算Ⅰ・31～45日前 (1日あたり)	144	
安全対策体制加算 (入居初日のみ)	40	介護事故防止に関する体制を備えている場合、入居初日に限り算定
ADL維持等加算Ⅰ (1月あたり)	60	入居者への状態維持について要件を満たす者が評価を行い、厚生労働省への報告を行う等体制を整え、評価値が基準を上回る場合に、厚生労働大臣の定める期間に限り算定